

平成23年度日韓大学生交流事業(21世紀東アジア青少年大交流計画奨学金(韓国))  
募集要項

1. 趣旨

2008年4月に李明博大統領が来日した際の日韓首脳会談で両首脳は、今後3年間で新たに1,500人の大学間の交流協定に基づく留学を支援する「日韓大学生交流事業」を開始することで一致した。

日韓大学生交流事業(21世紀東アジア青少年大交流計画奨学金(韓国))は、我が国の大学が、韓国の大学と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき、韓国の大学から留学生を受入れる場合に、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が、財団法人日韓文化交流基金からの委託に基づき、当該留学生を支援する事業である。本事業は、学生交流を通じた相互理解の促進を図り、両国の強固な連帯の土台となる関係を築くことを目的としており、「21世紀東アジア青少年大交流計画」(JENESYS Programme)の一環として実施される。

2. 定義

この要項において「交流留学生」とは、日本の大学(以下「受入れ大学」という。)が、韓国の大学との学生交流に関する協定等に基づいて、韓国の大学に在籍したまま、3か月以上1年以内の期間受入れる留学生で、本事業により受入れ大学での教育・研究に対する支援を受ける者をいう。

3. 支援の対象となる交流計画

支援の対象となる交流計画は、明確な管理・責任体制の下で実施されるもので、交流留学生の募集・選考基準及び教育・指導体制が確立されていること。

4. 支援予定人数

300名とする。

なお、将来、部品・素材産業関連分野で活躍できる人材の育成に繋がる教育・研究を主とする研究科、学部、学科、プログラムによる受入れ計画に対しては、奨学金支給割当人数を優先して支援する。

5. 支援の内容

交流留学生として採用された者に対して、次に掲げる奨学金等を支給する。

- (1)奨学金 月額 80,000円
- (2)留学準備金 150,000円(渡日時に1回限り)

6. 渡日時期

交流留学生は、平成23年4月1日から平成24年3月15日までの間に渡日するものとする。

## 7. 候補者の資格及び条件

候補者の推薦にあたっては、在籍大学の正規の課程に在籍し、韓国国籍を有する学生で、次の(1)～(8)に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 学生交流に関する協定等に基づき、受入れ大学が受入れを許可する者
- (2) 在籍大学における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる在籍大学における推薦時前年度の成績評価係数が2.30以上であること。前年度の成績がない場合は推薦時の前学期分の成績から算出するものとする。なお、候補者の成績を成績評価係数で表すことができない場合は、第12項(1)の③候補者推薦書(様式3-2)に、特に成績が優秀であり、成績評価係数2.30相当以上であるとする理由を明記すること。

[成績評価係数の算出方法例](小数点第3位を四捨五入)

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出

4段階評価(パターン1)	成績評価				
	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
<b>成績評価ポイント</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

※履修した授業について単位制をとらない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

- (3) 留学の目的及び計画が明確で、日本への留学による効果が期待できる者
- (4) 経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者
- (5) 日本での留学期間終了後、在籍大学に戻り学業を継続する者又は在籍大学の学位を取得する者
- (6) 日本への留学にあたり、「留学」の在留資格を確実に取得し得る者
- (7) 日本への留学にあたり、他団体等から留学のための奨学金を受ける場合、奨学金の支給月額合計額が8万円を超えない者
- (8) 過去に本奨学金を利用して日本留学をしたことのない者

注意1: 学部レベルにおける受入れにあつては、一定のカリキュラムの履修により、単位が認定される者を推薦するよう努めること。

注意2: 上記(7)の範囲内であっても、機構の留學生交流支援制度(短期受入れ)及び私費外国人留學生学習奨励費との併給はできない。

注意3: 平成23年度国費外国人留學生制度との重複申請は認めない。

## 8. 奨学金割当申請

この事業に基づき、韓国の大学から交流留学生の受入れを計画し、本事業による支援を希望する受入れ大学の長(以下「大学長」という。)は、以下に掲げる申請書類(1)～(4)により、独立行政法人日本学生支援機構理事長に申請するものとする。

ただし、韓国の大学との間において、学生交流に関する協定等に基づき留学生を受入れた実績がない(平成22年12月から平成23年3月までの間に受入れを予定する者を除く。)場合は、申請することができない。

なお、将来、部品・素材産業関連分野で活躍できる人材の育成に繋がる教育・研究を主とする研究科、学部、学科、プログラムによる受入れ計画に対しては、奨学金支給人数を優先して割り当てる。

対象となる学問分野は、例えば、以下の分野が挙げられるが、これらの学問分野以外で、部品・素材産業関連分野(注)に該当する場合は、奨学金割当申請の際に、同学問分野が部品・素材産業関連分野に該当することを説明する書面を付して申請書類を提出すること。

注意:基本的には自然科学分野を対象とする。

### 【部品・素材産業関連分野に該当する学問分野 例示】

人間医工学(生体材料学), ナノ・マイクロ科学(ナノ材料), 材料化学(機能材料・デバイス, 有機工業材料, 無機工業材料, 高分子・繊維材料), 機械工学(機械材料・材料力学), 電気電子工学(電子・電気材料工学), 土木工学(土木材料), 建築学(建築材料), 材料工学(無機材料・物性, 複合材料・物性, 構造・機能材料)等

#### (1)平成23年度日韓大学生交流事業

(21世紀東アジア青少年大交流計画奨学金(韓国))計画書(様式1)

- |     |   |                           |
|-----|---|---------------------------|
| (2) | 〃 | 部品・素材産業関連分野計画表<br>(様式1-1) |
| (3) | 〃 | 留学生受入れ実施計画書<br>(様式1-2)    |
| (4) | 〃 | 交流大学一覧(様式1-3)             |

注意:部品・素材産業関連分野の計画がない場合は、(2)部品・素材産業関連分野計画表(様式1-1)は必要ありません。

## 9. 申請書類の提出期限

### 平成22年12月22日(水)必着

注意1:申請書類は、書留又は宅配便等配達記録が残る方法で送付すること。

注意2:提出期限を過ぎた場合、いかなる理由であっても、申請書類は受理しない。

## 10. 申請書類の審査及び奨学金支給割当人数の通知

第8項の規定により大学長から提出された申請書類について、内容を審査の上、当該受入れ申請に係る年間の奨学金支給割当人数(以下「年間割当数」という。)を決定し、平成23年2月中旬を目処に当該大学長に通知する。

## 11. 期別割当人数の決定

前項の規定により、年間割当数について通知を受けた大学長は、年間割当数を各大学の交流計画に応じて留学開始時期別(年間3期)に配分し、次に掲げる申請書類を日本学生支援機構理事長に提出すること。この申請書類に記した期別推薦数を平成23年度の期別割当数とし、期別割当数決定後の期の変更(例: I期割当数を減算してII期割当数に加算するなどの変更)は通年をとおして認められないので、十分注意すること。

(1) 申請書類:平成23年度日韓大学生交流事業

(21世紀東アジア青少年大交流計画奨学金(韓国))期別推薦数計画書(様式2)

(2) 提出期限:平成23年3月4日(金)必着 ※第I期の推薦締切日と同日

## 12. 候補者の推薦

各期の候補者推薦について、第7項に規定する資格及び条件を満たしている者(以下「候補者」という。)を、以下に掲げる(1)①～⑥の申請書類により、各期の締切日までに推薦するものとする。

なお、部品・素材産業関連分野の奨学金支給割当を受け候補者を推薦する場合は、第8項の奨学金割当申請時に提出した部品・素材産業関連分野計画表(様式1-1)に記載のある学問分野に限る。

### (1)申請書類

①平成23年度日韓大学生交流事業

(21世紀東アジア青少年大交流計画奨学金(韓国))推薦書(様式3)

②

候補者推薦一覧(様式3-1)

③

候補者推薦書(様式3-2)

④日韓大学生交流事業

(21世紀東アジア青少年大交流計画奨学金(韓国))候補者在籍証明書(様式3-3)

⑤平成23年度日韓大学生交流事業

(21世紀東アジア青少年大交流計画奨学金(韓国))交流大学一覧(様式1-3)

注意:変更、更新のある場合は改訂し、最新のものを提出すること。

⑥

候補者推薦書提出前チェック表  
(様式4)

### (2)推薦締切日

①第I期(平成23年4月～平成23年7月留学開始者)

平成23年3月4日(金)必着

②第II期(平成23年8月～平成23年11月留学開始者)

平成23年5月20日(金)必着

③第III期(平成23年12月～平成24年3月留学開始者)

平成23年9月22日(木)必着

注意:上記(2)の推薦締切日までに書類が提出されない場合は、当該推薦期の割当人数については自動的に返還されたものとみなす。

### 13. 採否の通知

第12項の規定により推薦のあった大学長に対して、次に掲げる期日を目途に候補者の採否を通知する。

- (1) 第Ⅰ期(平成23年4月～平成23年7月留学開始者) ; 平成23年3月下旬
- (2) 第Ⅱ期(平成23年8月～平成23年11月留学開始者); 平成23年6月中旬
- (3) 第Ⅲ期(平成23年12月～平成24年3月留学開始者); 平成23年10月中旬

### 14. 奨学金等の支給方法

奨学金等の支給は、別に定める方法により、受入れ大学を通じて行う。

### 15. 留学状況報告書の提出

大学長は、留学期間終了後、別に定める留学状況報告書を提出するものとする。

### 16. 各種申請書類(様式)

独立行政法人日本学生支援機構のホームページからダウンロードして利用することが可能である。

ホームページアドレス: [http://www.jasso.go.jp/scholarship/jenesys\\_korea.html](http://www.jasso.go.jp/scholarship/jenesys_korea.html)

注意1:申請書類は全てA4サイズに統一して作成すること。

注意2:申請書類は日本語又は英語による表記とし、その他の言語による場合は和訳文を添付すること。

注意3:申請書類は一切返却しない。

注意4:申請書類は、書留又は宅配便等配達記録が残る方法で送付すること。

注意5:各期推薦締切日の1か月前から受け付ける。

### 17. 申請書類等の提出先及び本件照会先

独立行政法人日本学生支援機構

留学生事業部留学生事業計画課 日韓大学生交流事業担当

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

※平成21年11月から住所表記が変更されました。(旧:青海2-79)

TEL: 03-5520-6030

FAX: 03-5520-6031

E-mail: efs@jasso.go.jp